主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中五〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人久埜茂の上告趣意は、原判決に憲法違反ありと云うがその案実は刑訴手続の違法を主張するに過ぎず(所論の資料は単なる量刑判断に用いたものであつて罪となるべき事実認定の証拠ではないから厳格な証拠調手続を覆践することを要しない)刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条刑法二一条により裁判官全員一 致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一二月二七日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
一 郎	唯	村	谷	裁判官